

盛岡市市税条例について

令和3年5月31日

財 政 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、個人市民税の均等割及び所得割を非課税とする者の要件に係る扶養親族の範囲を改めるとともに、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費の控除の特例を適用する期間を5年延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 個人市民税の均等割及び所得割を非課税とする者の要件に係る扶養親族の範囲を改める。
- (2) 公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書について、記載すべき扶養親族の定義を改める。
- (3) 特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。
- (4) 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費の控除の特例を適用する期間を5年延長する。

3 施行期日

- (1) 2－(3) 及び(4) 令和4年1月1日
- (2) 2－(1) 及び(2) 令和6年1月1日